

災害時に大きな力を発揮する「自主防災会」を紹介
します。

自主防災会とは

自主防災組織とは、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」として「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織のことです。

大規模な災害が発生した場合、行政をはじめ各防災関係機関は、全力を挙げて防災活動を行います。通信網の不調、交通障害の発生などの悪条件が重なるとその力は分散を余儀なくされます。

自主防災会とは、このような事態に直面した場合、災害の拡大を防ぐために、地域の皆さんが協力して、消火活動、救出救護活動、避難誘導活動などを行う組織です。

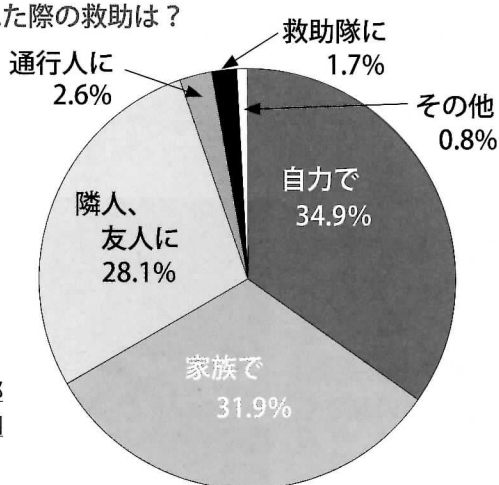
自主防災会の役割

平時には、大規模な災害が発生した時に、地域住民が的確に行動できるよ



うに、地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、被害に対する備えを行います。

また、災害が発生した場合には、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被害者の救出・救助、避難誘導や避難所の運営といった活動を行います。



生き埋めや閉じこめられた際の救助は?

生き埋めや閉じこめられたときの救助は地域住民の力が大きいです。救助された方の60%が家族や隣人、友人に救助されています。

(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

災害に備えるために、市の支援制度をご活用ください。

防災資器材の整備補助金制度

市では、自主防災組織が自ら整備する防災資器材に対し予算の範囲内において、対象経費の2分の1の額(その額が10万円を超える時は10万円まで)を補助する制度を設けています。

防災資器材

- 消火器 ○テント ○チェーンソー
 - バール ○ジャッキ ○スコップ
 - ビニルシート ○非常用食料など
- 申込・問合せ
行政管理課 法制・安全室

防災士資格取得促進助成金制度

市では、日本防災士機構が実施する防災士の認定を受けようとする方に対して、予算の範囲内において対象経費(上限を6万円)を補助する制度を設けています。

申込・問合せ
行政管理課 法制・安全室

ふれあい講座をご活用ください

「ふれあい講座」(6月号広報掲載)とは、市の職員が自ら身につけた仕事の内容について、出前で講義を行うことです。

この「ふれあい講座」の中に、「自主防

災組織について」や「地震災害に備えて」という講座があります。積極的にご活用ください。なお、講座のメニューは相談に応じます。

対象 10名以上の団体

申込方法

学びのまちづくり課、各地域コミュニティセンターに申込用紙がありますので、必要事項を記入し、申し込みください。

申込・問合せ

学びのまちづくり課 生涯学習担当

普通救命講習会

市消防署では、救急車が到着するまでのわずかな時間に、その場に居合わせた方が適切な応急手当ができるよう、講習会を開催しています。

日程 毎月第3月曜日

※祝日の場合は、その翌日に行います。

対象 市内在住または市内に勤務・通学している中学生以上の方

定員 30名

※定員になり次第締め切ります。

費用 無料

その他 遅刻や早退をすると修了証は交付できません。当日は、動きやすい服装で受講してください。

申込・問合せ

消防防災課 警防担当